

水産多面的機能発揮対策交付金交付要綱

制定 平成25年5月16日付け25水港第123号
農林水産事務次官依命通知
平成26年3月20日付け25水港第3243号
平成27年4月9日付け26水港第3900号
最終改正 平成28年3月29日付け27水港第3230号

(通則)

第1 農林水産大臣は、水産業・漁村の持つ水産多面的機能の発揮を図るため、水産多面的機能発揮対策交付金実施要領（平成25年5月16日付け25水港第124号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）に定める水産多面的機能発揮対策事業（以下「対策事業」という。）及び水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業（以下「運営事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において都道府県及び実施要領第6に定める地域協議会（以下「地域協議会」という。）に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び交付率等)

第2 第1に規定する事業に要する経費の内容及びこれに対する交付率は、別表に掲げるとおりとする。

(流用の禁止)

第3 次に掲げる流用をしてはならない。

- (1) 別表の事業の欄に掲げる1と2の経費の相互間の流用
- (2) 別表の2の事業の経費の内容の欄に掲げる(1)の経費と(2)又は(3)の経費との相互間の流用

(申請手続)

第4 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、正副2部を農林水産大臣（沖縄県又は沖縄県に主たる事務所を置く地域協議会（以下「沖縄県等」という。）にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。

- 2 都道府県知事及び地域協議会の代表者（以下「補助事業者」という。）は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業主体について当該交付金等に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第

226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率又は補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りではない。

(交付申請書の提出期限)

第5 規則第2条の規定による申請書の提出時期は、毎年度水産庁長官(沖縄県等にあつては内閣府沖縄総合事務局長)が別に定める日までとする。

(交付決定の通知)

第6 農林水産大臣は、第4の1の規定による交付金交付申請書の提出があつたときは、審査の上、交付決定を行い、補助事業者に送付するものとする。

(申請の取下げ)

第7 補助事業者は、適正化法第9条第1項、規則第4条の規定により申請書を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を農林水産大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第8 補助事業者は、交付金に係る事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、水産庁長官(沖縄県等にあつては内閣府沖縄総合事務局長)に届け出なければならない。

2 補助事業者は、交付金に係る事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、当該事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 補助事業者は、第2項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第9 補助事業者は、規則第3条第1号の規定に基づき農林水産大臣の承認を受けようとする場合には、別記様式第3号による変更承認申請書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

(流用)

第10 別表の2の経費の内容の欄に掲げる(2)及び(3)の経費の相互間の流用をしようとするときは、第9によらなければならない。

(事業遅延の届出)

第11 補助事業者は、交付金に係る事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は交付金に係る事業の遂行が困難となつた場合においては、規則第3条第2号の規定に基づき、交付金に係る事業が予定の期間内

に完了しない理由又は交付金に係る事業の遂行が困難となった理由及び交付金に係る事業の遂行状況を記載した書類正副2部を農林水産大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12 適正化法第12条の規定に基づく報告は、交付金の交付決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において別記様式第4号により交付金事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

なお、水産庁長官が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。

- 2 農林水産大臣は、前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該交付金事業の遂行状況報告を求めることができる。

(概算払)

第13 対策事業及び運営事業に関して、概算払の財務大臣協議が調った場合においては、補助事業者からの請求により、必要があると認められる金額については、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、対策事業及び運営事業に関して、概算払の請求をしようとするときは、別記様式第5号のとおりとし、正副2部を水産庁長官に提出するものとする。

(実績報告)

第14 補助事業者は、対策事業及び運営事業が完了したときは、規則第6条第1項の規定に基づき、その日から、1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（都道府県に限り、交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、別記様式第6号による実績報告書正副2部を農林水産大臣に提出するものとする。

- 2 第4の2のただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって第4の2のただし書に該当した各事業主体について当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第4の2のただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号により速やかに農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第15の1の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により農林水産大臣に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第15 農林水産大臣は、規則第6条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容（第9に基づく承認をした場

合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、補助事業者に通知する。

- 2 農林水産大臣は、補助事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずる。
- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日(ただし、都道府県が、当該交付金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合には、交付金の額の確定の通知の日から90日以内で農林水産大臣が定める日とすることができる。)とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第16 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、第6の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又これらに基づく農林水産大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、交付金を交付金に係る事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、交付金に関して不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後に生じた事情の変化等により、交付金の全部又は一部の交付を継続する必要がなくなった場合

2 農林水産大臣は、1の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 農林水産大臣は、2の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 2の交付金の返還及び3の加算金の納付については、第15の3の規定を準用する。

(特許権等)

第17 補助事業者は、運営事業の結果得られた技術開発が特許権、実用新案権又は意匠権(以下「特許権等」という。)の対象となるときは、遅滞なく当該特許権等を取得するための手続をとるとともに、別記様式第8号の特許権等出願届出書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により特許権等を取得したときは、遅滞なく別記様式第8号の特許権等取得届出書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

3 補助事業者は、1の規定により取得した特許権等の利用又は処分については、農林水産大臣の指示に従わなければならない。

(財産の管理等)

第18 補助事業者は、交付対象経費(交付金等事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、交付金等事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金等交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産処分の制限)

- 第19 施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣の定める財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付金等交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、規則第5条により定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
 - 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならない。
 - 4 第18の2の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(交付金の経理)

- 第20 補助事業者は、対策事業及び運営事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して対策事業及び運営事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 規則第3条第4号に定める帳簿及び証拠書類又は証拠物の保管期間は、交付金事業終了の年度の翌年度から起算して5年とする。
 - 3 補助事業者は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(交付金調書)

- 第21 都道府県は、対策事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式第10号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

- 第22 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱の規定に準ずる条件を付さなければならない。

附 則（平成25年5月16日付け25水港第123号）
この要綱は、平成25年5月16日から施行する。

附 則（平成26年3月20日付け25水港第3243号）
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月9日付け26水港第3900号）

- 1 この要綱は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成26年度予算に係る改正前の本通知の規定により行うこととされている事業については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月29日付け27水港第3230号）

- 1 この通知は、平成28年3月29日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている平成27年度予算

に係る事業については、なお従前の例による。

別表（第2、第3及び第10関係）

事業	経費の内容	交付率
1 水産多面的機能発揮対策事業	地域協議会が対象活動組織に対し多面的機能発揮に資する事業に要する経費	定額・1/2以内
2 水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業	(1) 地域協議会が行う事業に要する経費 (2) 都道府県が行う事業に要する経費 (3) 市町村が行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、都道府県が市町村に対し交付金を交付する場合における当該交付に要する経費	定額 定額 定額

番 号
年 月 日

〔農 林 水 産 大 臣〕 殿
〔内閣府沖縄総合事務局長〕

[地域協議会]
住 所
団 体 名
代表者名 氏 名 印

平成 年度において下記のとおり事業を実施したいので、水産多面的機能発揮対策交付金交付要綱第4に基づき、金 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業計画及びその内容
 - (1) 水産多面的機能発揮対策事業計画（又は実績）の内訳（別紙1-1及び別紙1-2を添付）
 - (2) 水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業実施計画（又は実績）

区 分	内 容	備 考
1 推進・指導事務		
(1) 活動組織説明会開催	(開催時期) (開催回数) (参加人数) 月 回 人	
(2) 活動組織指導計画	(指導時期) (指導組織数) 月 組織	
(3) 推進手引作成	(作成部数) 部	
2 地域活動指針等作成	(作成部数) 部	
3 交付事務 水産多面的機能発揮対策 事業の交付金支払計画	(支払件数) 件	
4 その他の推進事務	(活動内容)	

< 施行注意 >

[]内は、沖縄県に主たる事務所を置く地域協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。

3 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業に要する経費 又は事業に要した経費 (A+B+C+D)	負 担 区 分				備 考
		国庫交付金 (A)	都道府県費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)	
1 水産多面的機能 発揮対策事業						
2 水産多面的機能 発揮対策協議会等 運営事業						
合 計						

4 事業完了予定（又は事業完了）年月日

5 収支予算（又は精算）

(1)収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 又は 本年度精算額	前年度予算額 又は 本年度予算額	比 較 増 減 額		備 考
			増	減	
1 水産多面的機能 発揮対策事業					
国庫交付金					
その他					
2 水産多面的機能 発揮対策協議会等 運営事業					
国庫交付金					
その他					
合 計					

(2)支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 又は 本年度精算額	前年度予算額 又は 本年度予算額	比 較 増 減 額		備 考
			増	減	
1 水産多面的機能 発揮対策事業					
国庫交付金					
その他					
2 水産多面的機能 発揮対策協議会等 運営事業					
国庫交付金					
その他					
合 計					

平成 年度水産多面的機能発揮対策交付金交付申請書

番 号
年 月 日

〔農 林 水 産 大 臣〕
〔内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

都道府県知事 氏 名 印

平成 年度において下記のとおり事業を実施したいので、水産多面的機能発揮対策交付金交付要綱第4に基づき、金 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業計画及びその内容
水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業
(1) 都道府県推進事業実施計画（又は実績）

区 分	内 容	備 考
1 第三者機関設置・運営 (1) 第三者機関設置 (2) 第三者機関開催	(設立年月日) (構成員数) 年 月 日 人 (開催時期及び検討内容)	
2 市町村の指導事務	(活動内容)	
3 その他の推進事務	(活動内容)	

(2) 市町村推進事業実施計画（又は実績）（市町村の内訳は別紙2を添付）

区 分	内 容	備 考
1 協定締結	(締結時期及び締結件数) 月 件	
2 確認事務	(確認時期及び確認組織数) 月 組織	
3 その他の推進事務	(活動内容)	

<施行注意>

[]内は、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。

3. 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業に要 する経費 (又は事業 に要した 経費 (A+B+C+D))	負 担 区 分				備 考
		国庫交付 金 (A)	都道府県 費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)	
水産多面的機能発揮対 策協議会等運営事業						
1 都道府県事業						
2 市町村事業						
合 計						

4 事業完了予定 (又は事業完了) 年月日

5 収支予算 (又は精算)

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (又は 本年度精算額)	前年度予算額 (又は 本年度予算額)	比 較 増 減 額		備 考
			増	減	
水産多面的機能発揮対 策協議会等運営事業					
1 都道府県事業					
国庫交付金					
その他					
2 市町村事業					
国庫交付金					
その他					
合 計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (又は 本年度精算額)	前年度予算額 (又は 本年度予算額)	比 較 増 減 額		備 考
			増	減	
水産多面的機能発揮対 策協議会等運営事業					
1 都道府県事業					
国庫交付金					
その他					
2 市町村事業					
国庫交付金					
その他					
合 計					

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立ていたします。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注 1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- (注 2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター（平成 27 年 9 月 30 日までの機関名は農林水産技術会議事務局筑波事務所という。）をいう。
ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- (注 3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第9関係）

平成 年度水産多面的機能発揮対策交付金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

〔農 林 水 産 大 臣〕
〔内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

[地域協議会]
住 所
団 体 名
代表者名 氏 名 印
又は
都道府県知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業の実施について、
下記のとおり計画を〇〇^{(注)1}し [金 円の追加交付（減額承認）を受け]^{(注)2}た
いので、水産多面的機能発揮対策交付金交付要綱第9により、承認されたく申請する。
なお、その他については、申請書記載のとおりとする。

記

- (注) 1 変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
(注) 2 金額の変更のない場合は本文中の [] の部分は除くこと。
(注) 3 記の記載事項は、別記様式第1号の記に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と読み替え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書きで上段に記載すること。
なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること（申請時以降変更のない場合は省略できる。）。

<施行注意>

[]内は、沖縄県に主たる事務所を置く地域協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。

平成 年度水産多面的機能発揮対策交付金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〔農 林 水 産 大 臣〕
〔内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

[地域協議会]
住 所
団 体 名
代表者名 氏 名 印
又は
都道府県知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった水産多面的機能発揮対策交付金について、水産多面的機能発揮対策交付金交付要綱第12により、下記のとおり事業の遂行状況を報告する。

記

平成 年 月 日現在

区 分	事業に要する経費 A	事業の遂行状況 B	進 捗 度 B/A	備 考
	円	円	%	

- (注) 1 区分欄には、別記様式第1号の記の「3. 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載することとし、複数事項がある場合は、その合計も記載すること。
2 「事業の遂行状況」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

<施行注意>

[]内は、沖縄県に主たる事務所を置く地域協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。

別記様式第5号（第13の2関係） （その1：地域協議会）

平成 年度水産多面的機能発揮対策交付金の概算払請求書

番 号
年 月 日

〔農 林 水 産 大 臣〕
〔内閣府沖縄総合事務局長〕 殿
〔官署支出官 水産庁長官
官署支出官 内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

[地域協議会]
住 所
団 体 名
代表者名 氏 名 印

平成 年 月 日付け 水港第 号をもって交付決定通知のあった交付金事業について、
下記により金 円を概算払によって交付されたく請求する。

記

平成 年 月 日現在

区 分	事業に要 する経費	(A) 国庫 交付金	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A)-(B)-(C) 残 額		事業完 了予定 年月日	備考
			金 額	出来高	金 額	〇月〇日 迄(予定) 出来高	金 額	〇月〇日 迄予定 出来高		
1 水産多面的 機能発揮対策事 業	円	円	円	%	円	%	円	%	平成〇年 〇月〇日	
2 水産多面的 機能発揮対策協 議会等運営事業										
計										

<施行注意>

[]内は、沖縄県に主たる事務所を置く地域協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長及び官署支出官 内閣府沖縄総合事務局長とする。

別記様式第5号（第13の2関係） （その2：都道府県）

平成 年度水産多面的機能発揮対策交付金の概算払請求書

番 号
年 月 日

〔農 林 水 産 大 臣〕
〔内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

〔官署支出官 水産庁長官
官署支出官 内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

都道府県知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった交付金事業について、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求する。

記

平成 年 月 日現在

区 分	事業に要する経費	国庫 交付金 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残 額 (A)-(B)-(C)		事業完了予定 年月日	備考
			金 額	出来高	金 額	〇月〇日 迄(予定) 出来高	金 額	〇月〇日 迄予定 出来高		
水産多面的機能発揮対策事業 協議会等運営事業	円	円	円	%	円	%	円	%		
(1) 都道府県 事業										
(2) 市町村事 業										
計										

<施行注意>

[]内は、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長及び官署支出官 内閣府沖縄総合事務局長とする。

別記様式第6号（第14関係）

平成 年度水産多面的機能発揮対策交付金実績報告書

番 号
年 月 日

〔農 林 水 産 大 臣〕
〔内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

[地域協議会]

住 所

団 体 名

代表者名 氏 名 印

又は

都道府県知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知（及び平成 年 月 日付け 第 号で変更通知）のあった交付金に係る事業について、下記のとおり実施したので、水産多面的機能発揮対策交付金交付要綱第14により、その実績を報告する。（また、併せて精算額として水産多面的機能発揮対策交付金〇〇円を請求する）

記

- (注) 1 記の記載事項は、別記様式第1号の記に準ずるものとする。
- (注) 2 なお、間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、記の5(2)の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- (注) 3 交付金交付の決定に係る内容及び経費の配分（変更された場合は変更後の内容等）並びに実績報告の内容及び経費の配分を比較対照できるように作成するものとし、事業計画及びその内容、経費の配分並びに収支予算は変更となった部分についてのみ変更前を括弧書きで記載すること。
- 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費等ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は都道府県にあっては補助金調書の写しのいずれかを添付すること。

<施行注意>

[]内は、沖縄県又は沖縄県に主たる事務所を置く地域協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。

別記様式第7号（第14の3関係）

平成〇〇年度 水産多面的機能発揮対策交付金等の仕入れに係る
消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

〔農 林 水 産 大 臣〕
〔内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

〔地域協議会〕
住 所
団 体 名
代表者名 氏 名 印
又は
都道府県知事 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号をもって交付決定通知のあった水産多面的機能発揮対策交付金等について、水産多面的機能発揮対策交付金交付要綱（平成25年5月16日付け25水港第123号農林水産事務次官依命通知）第14の3の規定に基づき、下記のとおり報告する。

- 1 適正化法第15条の交付金等の額の確定額
金 〇〇〇〇円
（平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号による額の確定通知額）
- 2 交付金等の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 〇〇〇〇円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
金 〇〇〇〇円
消費税等相当額
- 4 交付金等返還相当額（3－2）
金 〇〇〇〇円

〔（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料〕

- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載
〔 〕

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載
〔 〕

〔（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書〕

- の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
 - ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

特許権等取得届出書

番号
年月日

〔農林水産大臣
内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

[地域協議会]

住所

団体名

代表者名 氏名 印

又は

都道府県知事 氏名 印

平成〇〇年〇月〇〇日 〇水〇第〇〇〇号（注）

開発課題

特許

上記の交付金等事業に関して、下記のとおり 実用新案 を取得しましたので、水産多
意匠

面的機能発揮対策交付金交付要綱（平成25年5月16日付け25水港第123号農林水産事務次官
依命通知）第17の2の規定により届出します。

記

1 特許

出願番号	出願年月日	発明の名称	特許出願人	発明者

2 実用新案

出願番号	出願年月日	考案の名称	実用の新案登録出願人	考案者

3 意匠

出願番号	出願年月日	意匠に係る物品	意匠登録出願人	発明者

（注）は、交付決定通知の番号を記載すること。

別記様式第9号（第20の3関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

活動組織名 地区		事業実施年度		平成 年度				事業内容			
財産名	総 事 業 費	経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘 要	
		負担区分				耐 用 年 数	処 分 制 限 年 月 日	承 認 年 月 日	処 分 の 内 容		
		国 庫 交 付 金	都 道 府 県 費	市 町 村 費	そ の 他						
	小計										
	小計										
	合計										

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は
 交付金返還額を記入すること。
 4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の
 書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第10号（第21関係）

平成〇〇年度
農林水産省所管

〇 〇 交 付 金 等※1 調 書

国			地 方 公 共 団 体 名										備考
			歳 入			歳 出							
交付金等 事業名 ※1	交付決 定の額	交付率 等	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫 交付金等 相当額	支出 済額	うち国庫 交付金等 相当額	翌年度 繰越額	うち国庫 交付金等 相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇事業													
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「交付金等事業名※1」欄には、交付金等事業の名称のほか、当該交付金等事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付金等事業名※1」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 交付金等事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金等事業に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。

この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金等額を内書（ ）すること。